



高齢雇用継続給付の受給資格確認 高齢雇用継続給付の初回支給申請

60歳以上65歳未満の一般被保険者であって、被保険者であった期間（基本手当の受給したことがある方は、受給後の期間に限ります。）が通算して5年以上ある被保険者で、60歳到達後も継続して雇用され、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳到達時点の賃金の75%未満である方が対象となります。

1. 提出書類と添付書類

- **雇用保険被保険者六十歳到達時賃金証明書**
 - ・記載内容の確認できる賃金台帳、出勤簿等の書類
- **高齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高齢雇用継続給付支給申請書**
 - ※ 被保険者の方のマイナンバーを記載して提出してください
 - ・被保険者の年齢が確認できる書類（運転免許証、住民票の写し等）
 - ・初回の支給申請も同時に行う場合は記載内容を確認できる出勤簿・賃金台帳等の書類
 - ・払渡希望金融機関指定届（申請書下部）に記載した口座確認の書類
（通帳の1ページ目の写し等）

2. 提出先： 事業所の所在地を管轄するハローワーク

3. 提出期限： ①初回の支給申請
最初に支給を受けようとする支給対象月の初日から起算して4ヶ月以内

②2回目以降の支給申請
管轄のハローワークが指定する支給申請月の申請日（ハローワーク三田は奇数月）

4. 支給方法： 支給決定された場合、お届け出の金融機関口座へ支給決定後、約1週間で入金

〒669-1531 三田市天神 1-5-25
神戸公共職業安定所 三田出張所 業務係 適用担当
TEL 079-563-8609